

姶良東部森林組合 パートナーシップ構築宣言

姶良東部森林組合(以下当組合)は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

a.企業間連携

当組合は、森林・林業の持続可能な発展と地域経済の活性化を目指し、直接の取引先のみならず、サプライチェーンの深層に位置する関係者とも連携し、共存共栄の関係構築に努めます。特に、木材の安定供給、流通の効率化、地域材の活用促進を通じて、付加価値の向上を図ります。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

③ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

- 地域材の利用促進に向けた情報共有を行います。
- 林業従事者の働き方改革を支援し、労働環境の改善に取り組みます。
- 災害時の事業継続計画（BCP）策定し、地域のレジリエンス向上に貢献します。
- 森林認証制度(SGEC、FSC 等)は将来的な認証取得を目指してチャレンジしていく方針です。
- クレジット制度への取り組みについては、将来的な認証取得を目指してチャレンジしていく方針です。森林吸収源プロジェクトの可能性を探りながら、制度の理解を深め、必要な体制整備や関係機関との連携に向けて前向きに取り組みます。

令和 8 年 1 月 1 日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

姶良東部森林組合 代表理事組合長 平野 貴志